

○ 保護対策実施要綱の運用要領の制定について（通達）

〔平成24年3月26日組対甲達第15号〕
〔石川県警察本部長から部課署長あて〕

このたび、「保護対策実施要綱」（平成24年3月26日付け組対甲達第14号）が制定されたが、それに伴い、保護対策実施要綱の運用要領を別添のとおり制定したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

保護対策実施要綱の運用要領

1 保護対象者（第2の2及び第5の1関係）

(1) 保護対策実施要綱（以下「要綱」という。）第2の2(6)にいう「その他暴力団等から危害を受けるおそれのある者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 暴力団等に係る事件に携わった司法関係者等（裁判員、裁判官等）

イ 暴力団等に関する報道を行った報道関係者

ウ その他管内の暴力団情勢等に鑑み、警察本部長が特に必要と認める者

(2) (略)

2 保護区分（第2の3関係）

(略)

3 基本的配意事項(第3関係)

(1) 警察本部長は、保護対策の実施に当たっては警察各部門が緊密な連携を図り、その総合力が十分に発揮され、保護対策が真に機能するよう特段の配意をするものとする。

(2) 危害行為を防圧するための検挙措置を講ずるに当たっては、法令の多角的活用に配意した上で、保護対象者に対し危害を加えるおそれのある者（以下「視察対象者」という。）に対する視察内偵活動を強化し、潜在事犯の掘り起こしを迅速に行うとともに、警戒活動実施時における職務質問の強化と現行犯逮捕による未然防止に特に留意するものとする。

(3) 保護対策の重要性を職員に周知徹底する際には、併せて、被害相談受理等に

における保護対象者の発見と視察対象者に関する情報の収集及び報告要領等についても指示するものとする。

- (4) 資機材の有効活用を図るため、平素からその整備に努めるとともに、資機材の保管、管理状況を常に的確に把握しておくものとする。
- (5) 他の警察部門の情報も含めて、組織犯罪対策部門で暴力団情報等を集約し、危害に関する兆し等の情報の把握に努めるものとする。
- (6) 保護対象者が、自主警戒を行うことを希望する場合、防犯カメラ等の資機材や民間による機械警備の活用等、適時適切な支援を行うものとする。

4 身辺警戒員（第4の2関係）

- (1) 身辺警戒員の服装は、私服とする。
- (2) 身辺警戒員記章は、身辺警戒を秘匿して実施する必要があるなど特段の事情がある場合は、これを付けないことができる。
- (3) 身辺警戒員は、必要に応じて、拳銃、特殊警戒用具、手錠、警笛その他の身辺警戒に必要な装備品を着装し、又は携帯するものとする。

5 保護対策責任者（第4の3関係）

警察署又は警察本部の各所属の所属長（以下「警察署長等」という。）は、保護対策責任者を指名したときは、その旨を保護対策官に通知するものとする。保護対策責任者が、要綱第4の3(2)ウの連絡責任者を指定したときも同様とする。

6 保護対象者として指定すべき者等の報告（第5の1及び第5の5関係）

- (1) 警察署長等は、保護対象者として指定すべき者を把握したときは、警察本部長に報告するものとする。

(2) (略)

(3) 保護対策責任者を設置した警察署長等は、保護対象者の保護体制を改める必要があると認めるとき、又は保護対策を継続する必要がなくなつたと認めるときは警察本部長に報告するものとする。

7 保護対策計画の策定(第5の2及び第6の2関係)

(1) 保護対策計画は、別記様式第1号により定めるものとする。

(2) 保護対策計画の策定に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア (略)

イ 実施内容を定めるに当たっては、保護対象者の意向を踏まえるとともに、事前に、保護対象者の住居等及びその周辺の状況並びに保護対象者の活動状況等を具体的に把握しておくものとする。

ウ 保護対象者との連絡は、昼間、夜間、祝祭日を問わず、常に確実に行えるよう配慮するものとする。

エ 保護対策の実施は、保護対象者のみならず、その家族の保護にも十分配慮するものとする。

オ 保護対策計画は、状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(3) (1)のほか、要綱第6の2(2)の場合に策定する保護対策計画は、別記様式第2号によるものとする。

8 視察対象者の抽出と動向の把握(第5の3関係)

(1) 視察対象者の抽出を確実にを行うため、暴力団等の動向及び言動に関する情報が保護対策官及び保護対策責任者に確実に伝達される体制を確立するとともに

に、その保秘に配慮するものとする。

- (2) 視察対象者の抽出は、保護対策官が、保護対策責任者等との協議を通じて、その根拠となる背景、動機等を分析するとともに、視察対象者の性格、犯罪経歴、交友関係等を踏まえて、的確に行うものとする。
- (3) 視察対象者については、保護対象者に対し危害行為を加えるおそれの程度に応じて必要な行動確認を実施し、その動向を確実に把握するとともに、事件検挙に必要な端緒情報の収集に努めるものとする。

9 広域にわたる保護対策の実施（第6の1関係）

警察本部長は、（中略）保護対策を実施している保護対象者が、本県管轄区域内にある施設等に移動する旨の通知を受けた場合は、通知を受けた者を保護対象者として指定し、当該通知をした都道府県警察と情報交換を図るなど緊密に連携して、適切な保護措置を講ずるものとする。

10 報告（第8関係）

- (1) （中略）保護対象者の指定又は保護区分の指定、変更若しくは解除を行ったときは、別記様式第3号により、警察庁組織犯罪対策部長に報告するものとする。
- (2) （中略）保護対象者の指定又は保護区分の指定の状況については、半年ごとに、別記様式第4号又は別記様式第5号により警察庁組織犯罪対策部長に報告するものとする。
- (3) 保護対象者に対する危害の発生等特異・重大事案については、速やかに、警察庁組織犯罪対策部長に報告するものとする。

11 保護対策業務に対する適正な評価及び賞揚

保護対策業務に従事する職員及びその所属について、保護対象者に対する危害の未然防止を図る上で功績があったと認められる場合には、正当な評価及び賞揚の対象とするものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(別記様式省略)